

第 6 回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書

〔概要版〕

平成 30（2018）年 3 月

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を把握するために、3年ごとに実施しています。

このたび実施した第6回調査について、川崎市子どもの権利委員会による調査及び分析が行われ、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について報告書としてまとめました。

◇ この調査でわかったこと ◇

- ◆子どもの権利条例の認知度は、子ども・おとな・職員いずれも、前回調査よりアップしました。
- ◆困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと答えた子どもは 46.2%でした。利用したい相談・救済機関は、「児童相談所」24.3%、「24 時間子供 SOS 電話相談」16.6%でした。
- ◆地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは 37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは 70.6%でした。
- ◆地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ある」と答えた子どもは 68.3%、「ない」と答えた子どもは 26.9%でした。
- ◆子どもに対し、自分にとってもっとも大切だと思う権利は何かを聞いたところ、最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」でした。 など

調査概要

1 アンケート調査

- ・調査目的：川崎市と川崎市子どもの権利委員会が、子どもを含む川崎市民及び子どもに関わる職員の子どもの権利保障に関する実態や意識を経年的に把握することを目的とする。
- ・調査対象：子ども（満 11～17 歳） 2,100 人（回収率 32.9%）
おとな（満 18 歳以上） 900 人（回収率 31.3%）
職員（市立施設・学校等） 500 人（回収率 76.8%）
- ・調査期間：平成 29(2017)年 4 月（郵送）

2 ヒアリング調査

- ・調査目的：アンケート調査では十分に把握できない、個別の支援を必要とする子どもの権利保障に関する実態や意識を把握することを目的とする。
- ・調査対象：個別の支援を必要とする 11 歳から 17 歳までの子ども等 51 人
- ・調査期間：平成 29(2017)年 7 月

第1部 アンケート調査

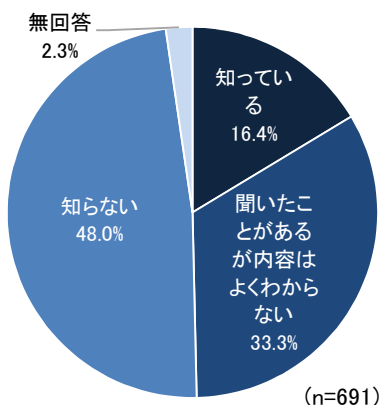
調査結果

1 子どもの権利条例について

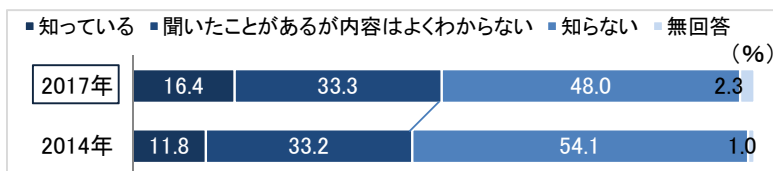
(1) 「川崎市子どもの権利に関する条例」について、「知っている」「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども 49.7%(前回 45.0%)、おとな 38.3%(前回 31.9%)、職員 97.6%(前回 95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

■ 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【全体】

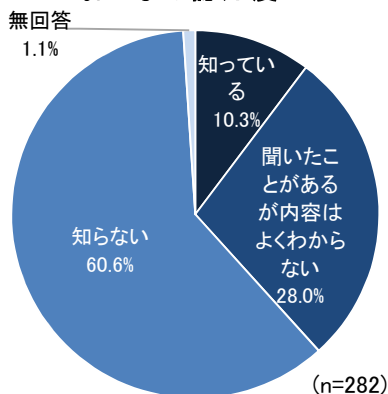
子どもの認知度



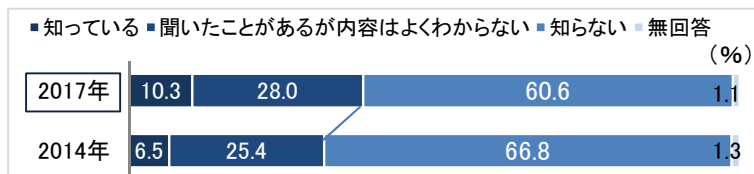
【前回調査との比較】



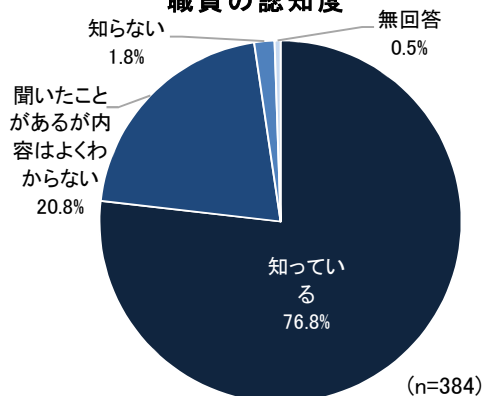
おとなの認知度



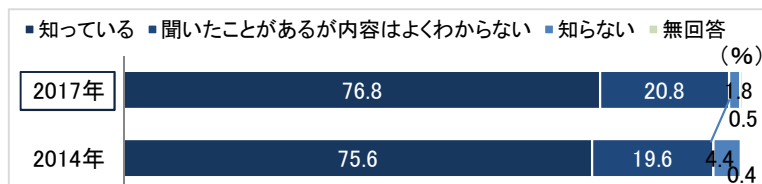
【前回調査との比較】



職員の認知度



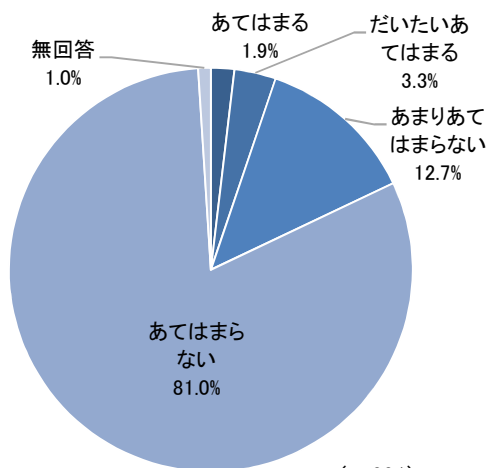
【前回調査との比較】



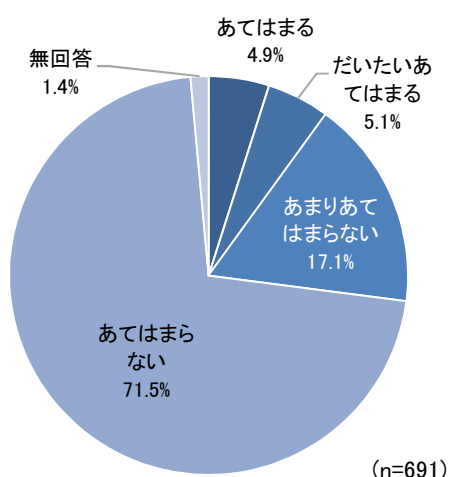
2 権利侵害の実態と相談・救済について

(1) 子どもに対し、身体的虐待、心理的虐待等の経験の有無をたずねた。

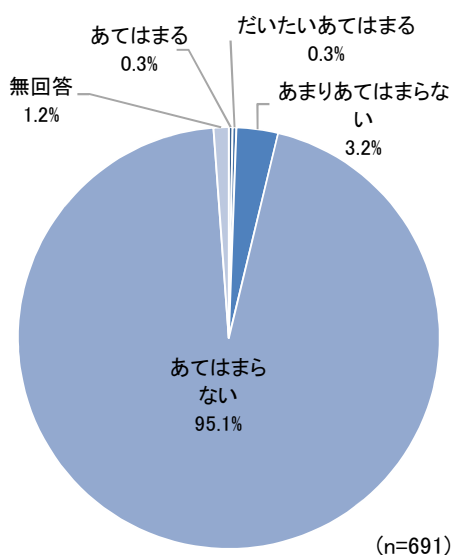
Q あなたは、おとなからたたかれたり、なぐられたりしますか。【子ども】



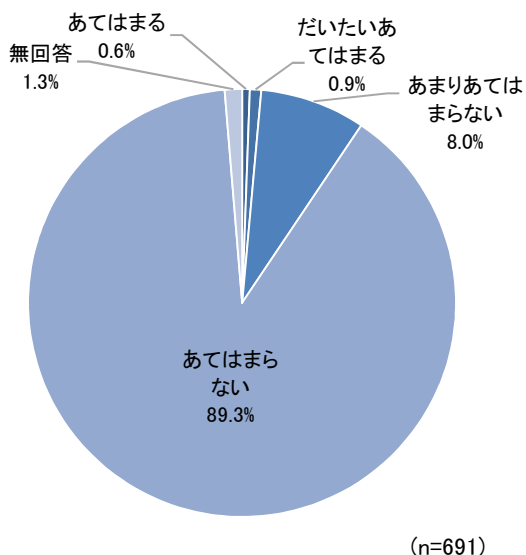
Q あなたは、おとなから心を傷つけられる言葉を言われますか。【子ども】



Q あなたは、おとなから性的にいやなことをされたり、させられたりしますか。【子ども】



Q あなたは、おとなから世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。【子ども】



(2) 子どもに対し、疲れること、不安に思うことをたずねた。

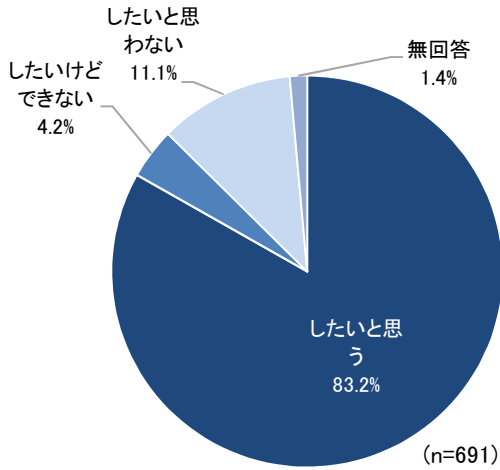
Q あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことはありますか。【子ども】

- 学校の勉強・宿題 53.5%
- 受験・進路 41.1%
- クラブ活動・部活動 26.6%
- 塾の勉強・宿題 20.1%
- 友だちや先輩との関係 19.5%
-
- 疲れること、不安なことはない 13.3%

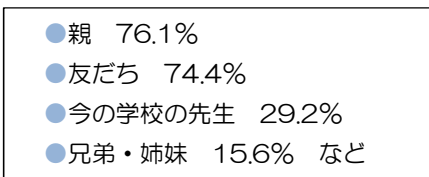
(3) 子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、相談したいと思うかをたずねた。

【相談相手】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと思いますか。【子ども】

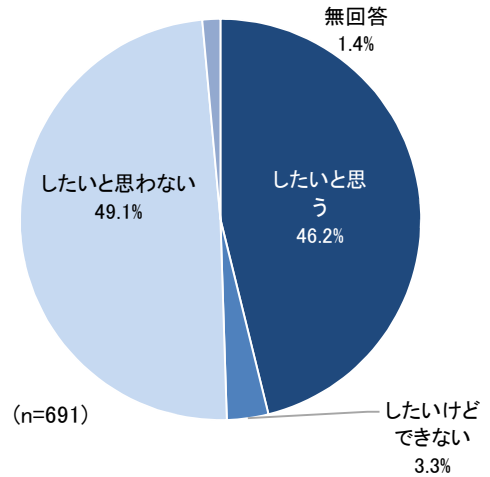


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、だれに相談したいと思いますか。【子ども】

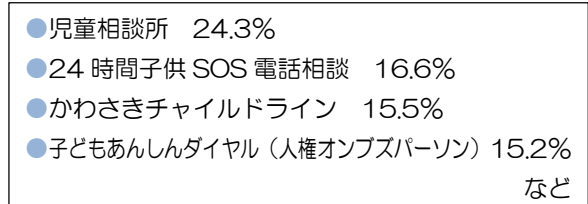


【相談機関】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。【子ども】

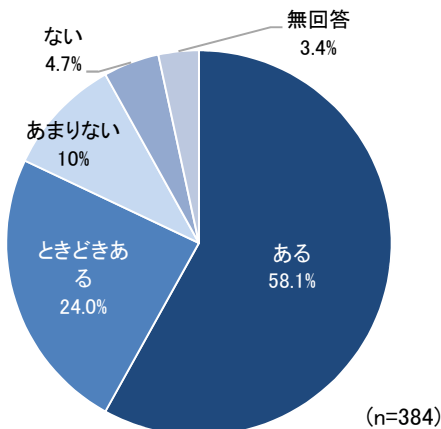


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談したいと思いますか。【子ども】

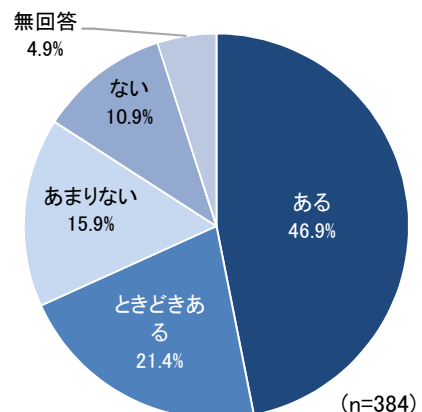


(4) 職員に対し、子どもを支援する際、関係機関や、地域の市民や活動団体と協働・連携して行うことがあるかをたずねた。

Q あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関(児童相談所、区役所など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



Q あなたの職場で子どもを支援する際、地域の市民や活動団体(ボランティア、民生委員、民間の支援団体など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



3 参加について

(1) 子どもに対し、地域の活動・イベント・ボランティア、話し合い等に参加したことがあるかをたずねた。

Q あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。【子ども】

- 地域のお祭り（みこし、模擬店の手伝いなど） 30.7%
- 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント 26.2%
- ボランティア活動（町内会の清掃ボランティアなど） 14.9%
- 地域のスポーツ活動・文化活動 8.0%
- ：
- 参加したことがない 37.8%

Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

- 学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い 7.7%
- 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの話し合い 6.5%
- 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い 4.9%
- 子ども会の話し合い 3.5%
- ：
- したことがない 70.6%

4 居場所について

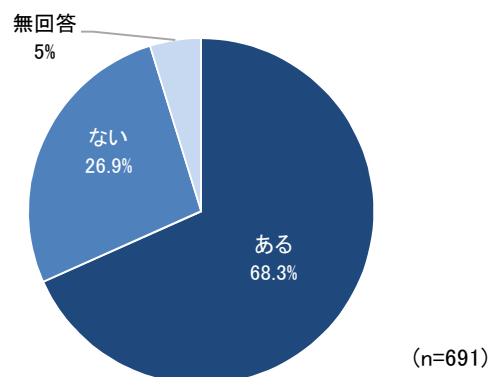
(1) 子どもに対し、ホッとできる場所（居場所）についてたずねた。

Q あなたにとってホッとできる場所はどこですか。【子ども】

- リビング・居間 69.2%
- 自分の部屋 68.9%
- お風呂 53.1%
- トイレ 35.0%
- 教室 20.8%
- ：
- 特にない 1.4%



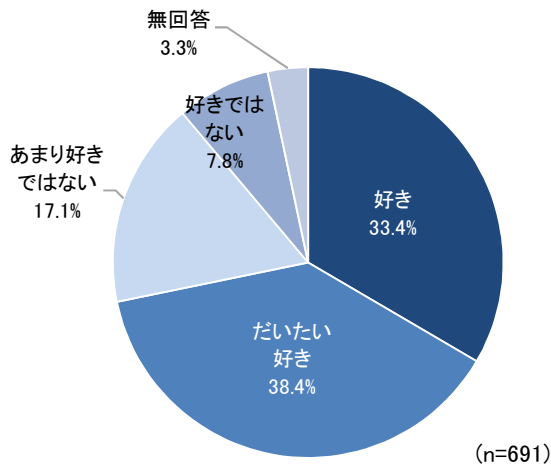
Q 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。【子ども】



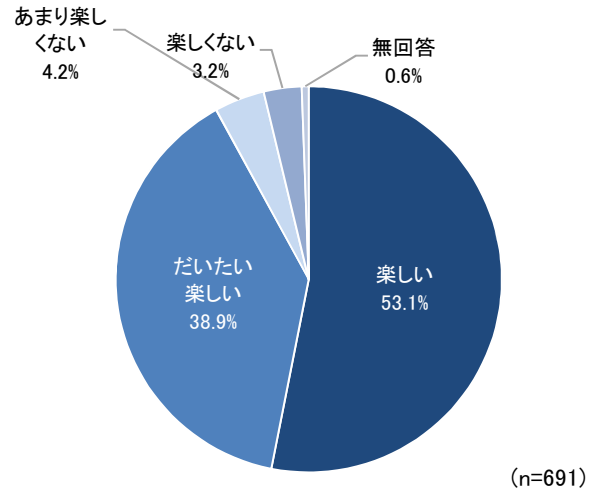
5 自己意識・権利意識について

(1) 子どもに対し、自分に対する評価や権利についての考えなどをたずねた。

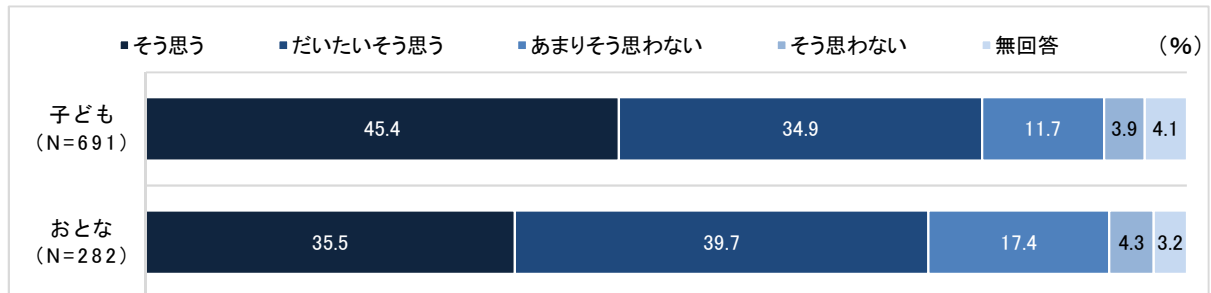
Q あなたは、自分が好きですか。【子ども】



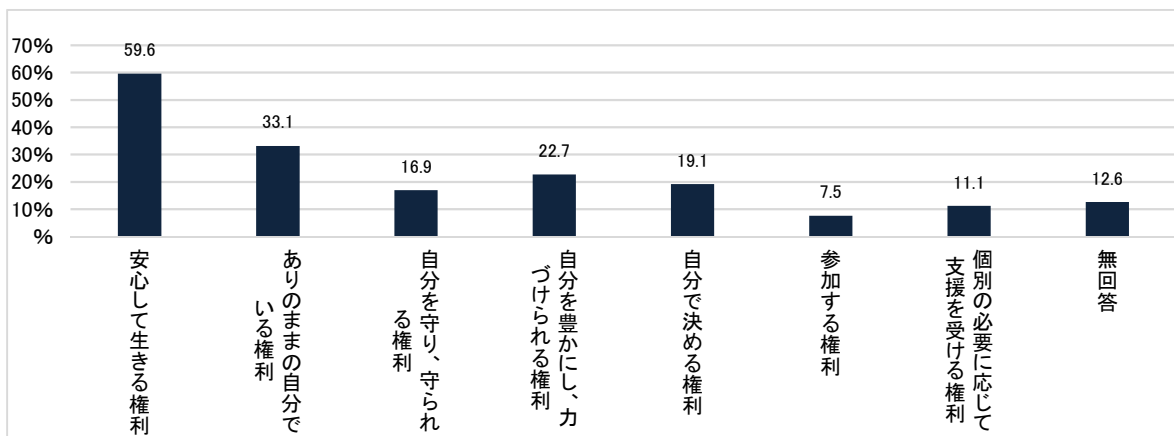
Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】



Q あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがひ、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・おとな】



Q 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。(あてはまるもの2つに○) 【子ども】



自由記述

Q 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。【子ども】(原文のまま)

- 子ども自身が誰かに大切にされている、愛されていると感ずることができること。(17歳)
- 大人の都合で何かを決めたりしないこと 子供だからといって下に見ずに、一人の人間として向き合うこと。(14歳)
- 互いの違いを認め合い、お互いのことをそんちょうし合うこと。(13歳)
- 大人も子供も互いに理解しあい、どちらかに頼りっぱなしにするのではなく、互いに支えあう関係になることが大切だと思う。(17歳)
- 悩みをかかえる子供は多いと思うので、できる限り簡単で、身近な所に子供でも気軽に相談できる場をさらに増やしてほしい。(17歳)
- 家庭以外に、自分が安心できる場所、自由に相談できる場所が子どもには必要だと思います。誰かに自分の意見を伝えて、共有することが社会参加のきっかけになると思います。(16歳)
- 身近に、子どものことを理解してくれる大人がいると良いと思う。“〇〇はこうあるべきだ”という考えは、子どもの可能性や個性を閉ざしてしまうと思うし、子ども同士でもその考えが根付いていくのは良くないと思った。(15歳) など

川崎市子どもの権利委員会の分析

- 子ども・おとな・職員の条例認知度がそれぞれ改善し、条例に依拠した「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」「かわさき子どもの権利の日」の認知度も上昇した。市は全児童生徒に学校を通じてリーフレットの配布を実施し、絵本の制作や映像の活用など条例の広報啓発活動の工夫をしてきたが、条例の認知度に関しては、これらの取組が一定の成果をあげたものとみられる。
- 困ったり悩んだりしたときに、だれかに相談を「したいけどできない」「したいと思わない」子どもが約1割～2割いる。相談機関については、どこかに「相談したいと思う」割合は5割を下回る。既存の相談機関・救済制度が利用者にとってより使いやすいものとなる必要があると思われる。
- 悩みがあっても自分から相談することができない子ども・おとな・職員を支援していくためには、学校・家庭・職場の人、そして地域の人誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていく必要があるが、そのために、身近な地域に、学校・家庭・職場の人に限らず、より多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場があることが重要である。
- 市には、町内会・自治会や、子ども会の他、条例に依拠した川崎市子ども会議など、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多くある。しかし調査結果では、これらの場に関わっている人は一部であった。学校を含む地域において、多くの人交流し、互いを支え合える地域をめざすことは重要と思われる。

など

第2部 ヒアリング調査

調査結果

<ヒアリング項目>

「興味・関心、楽しみ」「居場所」「不安、悩み及び相談」「子どもの権利条例の認知度」
「参加・意見表明」「自己肯定感」について ほか

- 1 児童養護施設等に入所している子ども（実施場所：市内児童養護施設、実施対象：5人）
〈主な内容〉 困ったときの相談相手について、施設の職員が最も多く挙げられた。など
- 2 多様な文化的背景をもつ子ども（実施場所：対象者の居宅にて実施、実施対象：4人）
〈主な内容〉 不安や悩みについて、勉強の遅れや学校生活のこと等が挙げられた。など
- 3 障がいのある子ども（実施場所：市内の障害児通所支援事業所、実施対象：4人）
〈主な内容〉 居心地のよい場所について、学校、放課後デイサービス等が挙げられた。など
- 4 不登校の子ども（実施場所：市内フリースペース、実施対象：10人）
〈主な内容〉 不安や悩みについて、将来の夢や進路、受験を挙げる子どもが多かった。など
- 5 乳幼児とその親（実施場所：地域子育て支援センター、実施対象：7人）
〈主な内容〉 子育ての楽しさを感じる反面、「断乳の時期」等の子育ての不安も感じていた。など
- 6 その他（小学生・中学生）（実施場所：こども文化センター・地域の寺子屋、実施対象：21人）
〈主な内容〉 こども文化センターについて、来てよかったこととして「友だちが増えること」等の回答があった。地域の寺子屋について、全員が「居心地がよい」と回答した。 など

川崎市子どもの権利委員会の分析

- 条例の広報について、リーフレットを配布するだけでなく、その内容をきちんと子どもとおとなに届ける活動の必要性がある。多様な文化的背景をもつ方が暮らしている川崎市という特性を踏まえると、条例の広報のあり方には課題があると思われる。
- ヒアリングの中で出てくる「おとな像」が、保護者、施設の職員、学校の先生という程度にとどまっている。地域の中の多くのおとなに見守られて生活している、という安心感を与えていくことは、地域住民の一人としての自覚をもつためにも重要なことである。 など



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市